

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認岐阜地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	1 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和36年4月から38年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から44年1月まで

昭和35年頃に国民年金の話があり、村会議員である父親がA村役場（現在は、B市）で加入手続をしてくれた。当時の役場の担当者はCさんという名前であった。父親が同じ地区の26世帯にも国民年金に加入するように勧めていた記憶がある。長男、次男の国民年金保険料が納付されているにもかかわらず、私の納付記録がないのは納付できない。44年に父親が村を出るまでは、父親が責任を持って納めていたと記憶している。父親からは国民年金の手続に係る大きな封筒を2つ受け取っていたが、3度の引っ越しにより紛失してしまった。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金制度発足時に、父親がA村役場で、家族の加入手続を行い、保険料を納付していたと述べており、国民年金手帳記号番号払出簿によると、昭和35年12月に申立人の兄姉の国民年金手帳記号番号が連番で払い出されており、申立人についても、別の国民年金手帳記号番号（*）が払い出されていたことが確認できる。

また、申立人の払出簿の備考欄には、「取消 39.3.16 厚年加入者」と記載されているが、オンライン記録から当時の厚生年金保険の加入期間が確認できないことから、払出簿の備考欄の取消理由が不明であり、行政側の記録管理が適正に行われていなかった可能性がうかがわれる。

さらに、A村における被保険者台帳等は存在しないが、申立人と同様に国民年金手帳記号番号を取り消された実兄のうち、申立人と同日に同じ住所（D市）へ転居した兄については、取り消された番号で、A村に住所を置いていた昭和36年4月から38年3月までは、納付済みとなっていたため、53年10月に記録が統合されていることが確認できることから、申立人についても、取り消された国民年金手帳記号番号により納付記録が存在したとしても不合理ではない。

加えて、申立人の実兄からは、実家に住所を置いていた間は、父親が家族の国民年金保険料を納付していたとの証言が得られたが、申立期間のうち、昭和38年4月から44年1月までの期間については、申立人は、38年4月30日にD市に転居しており、申立人及びその父親が、当該期間において、同市で国民年金の加入手続を行った記憶は無いと述べていることから、その父親が、当該期間の保険料を納付していたと推認することは困難である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和36年4月から38年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和39年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年6月30日から同年7月1日まで
昭和39年3月16日にA社に入社し、45年5月まで引き続き勤務したが、39年6月30日に厚生年金保険の資格を喪失したことになることになっており記録が欠けている。同年7月に同社B工場に転勤となったが、途中で辞めたことは無いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人と同日付けでA社から同社B事業所へ異動した複数の同僚の証言から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（昭和39年7月1日にA社から同社B事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和39年5月の社会保険事務所(当時)の記録から、1万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和39年7月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年6月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年6月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を平成3年7月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年7月21日から同年11月21日まで

B社からその関連会社のA社に異動となったが、申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていない。この期間も引き続いて勤務したので厚生年金保険の被保険者期間としてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の記録、申立期間当時のB社及びA社の事業主の証言並びに同僚の給与明細書により、申立人は、申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（B社からA社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、雇用保険の記録によると、申立人は、申立期間を含めて平成2年2月21日から5年12月20日までの期間において一貫してB社の被保険者であった旨記録されているが、異動日については、申立人が、同時期に異動したと供述する同僚から提出された申立期間の給与明細書には、A社の社名が印字されていること並びに申立人が、同時期に異動したと供述する別の同僚の同社に係るオンライン記録及び雇用保険記録は、申立期間よりも前から確認できることから判断すると、申立期間については、同社における資格取得日に係る記録を訂正することが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成3年11月のオンライン記録から、24万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、申立期間当時のA社の事業主は、「会社は既に解散しており、当時の資料は残っていないため、届出と納付については不明。」と回答しており、このほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明ら

かでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

岐阜国民年金 事案 1057

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年8月から57年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年8月から57年3月まで
会社を退職して自営業(酒屋)になったので国民年金に加入した。国民年金の加入手続や保険料納付は両親が行っており、昭和55年の注文書に「9/29 国民年金 13500円 支払済」のメモがある。これは私の国民年金保険料を納めたあかしであり、家族で私だけが20か月も未納であることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人の両親が申立人の国民年金保険料の納付をしていたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付したとする申立人の両親は既に亡くなっており、申立人の妻も申立期間当時の記憶が明確でないほか、関係人の証言が得られず、申立期間当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和58年5月頃に払い出されており、この時期を基準とすると申立期間の一部は時効により納付できない上、申立期間当時、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人が提出した注文書は、昭和55年9月16日から同年10月29日までの期間に作成されたものと考えられ、「9/29 国民年金 13500円 支払済」のメモの内容は、昭和55年度の国民年金保険料の3か月分とした場合、1万1,310円であり、当時の国民年金保険料の金額と相違する。

加えて、注文書には同様の国民年金保険料の納付に関する記載がないことから、注文書の内容からは、申立人の両親が申立人の国民年金保険料の納付をしていたとまでは推認できない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものとは認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和52年9月から53年4月まで
② 昭和54年3月から同年11月まで

申立期間①においてA市のB社に、申立期間②においてC市のD社に、いずれもタクシー運転手として勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、B社の社会保険事務を担当するE組合に照会したところ「グループ会社全ての資料を調べたが、申立人の在籍を確認できない。」と回答している。

また、申立人は「当時はF社の下請けとして個人で事業を営んでおり、B社には事業を営みながら勤務していたが、長く勤める気は無かった。」旨を供述しているところ、E組合は「毎月の勤務日数が少ない人は、厚生年金保険には加入させていなかった。」旨を回答している。

さらに、申立期間①に申立人の雇用保険の記録が確認できない上、当該期間に厚生年金保険被保険者期間がある複数の同僚は、申立人を記憶していないことから、申立人の勤務実態について事実を確認することができない。

加えて、B社における申立期間①に係る被保険者原票の健康保険被保険者番号は連番となっており欠番が無い上、申立人を同社に紹介した従兄弟の厚生年金保険被保険者記録が確認できるG社の被保険者原票においても申立人の名前は無く、当該期間の健康保険被保険者番号は連番となっており欠番は無い。

申立期間②について、D社から提出された申立人に係る運転者台帳、労働者名簿及び履歴書から、同社における申立人の雇入れ日は昭和54年7月12日であることが確認できることから、申立人が同社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、上記労働者名簿の健康保険番号欄、厚生年金番号欄及び運転者台帳の退職日欄には記載が無く、このことについてD社は「健康保険番号、厚生年金番号及び退職日の記載が無いことから、厚生年金保険の加入手続をす

る前に辞めた可能性がある。当時から在籍している複数の従業員に申立人の写真を見せ確認したが、誰も申立人を記憶していなかった。保険料を控除していたとは考え難い。」と回答している。

また、申立期間②に厚生年金保険被保険者期間がある複数の同僚に照会したところ、申立人を記憶していないことから、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、D社における申立期間②に係る被保険者原票の健康保険被保険者番号は連番となっており欠番が無い。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。